

平成 26 年 6 月 10 日

株式会社 山陰合同銀行

財産形成非課税貯蓄申告書類の紛失について

お客様情報の管理体制強化に向けて、財産形成非課税貯蓄申告書類については本部への集中保管を進めておりますが、お客様からのご照会をきっかけとして、本部へ集中前の営業店保管分の書類について緊急に全店調査を行った結果、財産形成非課税貯蓄申告書類が一部紛失していることが判明いたしました。お客様情報の厳格な管理につきましては繰り返し行内に徹底を図ってまいりましたが、このような事態が発生しましたことを深くお詫び申し上げます。

調査の結果、紛失が判明した申告書類につきましては、他の保管書類とともに誤って廃棄した可能性が高く、情報が外部へ流出した可能性は極めて低いと考えております。

また、現在までのところ、本件に関するお客様情報が不正に利用されたとの連絡はなく、その事実も確認されておられません。

記

1. 紛失した財産形成非課税貯蓄申告書類

(1) 主な紛失書類

- ・財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書
- ・財形預金申込書兼印鑑票

※その他、財産形成非課税貯蓄申告書に付随した書類（異動（廃止）申告書等）があります。

(2) 情報紛失したお客様

7,317 名（既に解約済 3,610 名を含みます）

(3) 該当店舗数

147 カ店（代理店を含みます）

(4) 紛失書類に記載されていたお客様の情報

氏名、住所、生年月日、勤務先、非課税申告額、財形預金積立金額、口座番号、等

（注 1）お客様の非課税申告額につきましては、最新のものをデータとして保存しております。

（注 2）今回紛失した書類には、財形預金残高、暗証番号はいっさい含まれておりません。

(5) 本部集中保管開始時期

平成 18 年 9 月分より財産形成非課税貯蓄申告書類の本部集中保管を始めております。それ以前のは営業店にて保管しておりました。

2. 対象のお客様へのご案内

対象のお客様には、既にご案内の通知を送っております。また、お手続きの必要なお客様には別途ご連絡申し上げます。

本件に関するお客様専用のお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

【お客様専用お問い合わせ窓口】

フリーダイヤル 0120-281-810

受付期間 平成26年6月10日（火）～平成26年6月30日（月）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日は除かせていただきます）

3. 再発防止策

これまで営業店に保管していました平成18年8月以前の財産形成非課税貯蓄申告書類については、すべて本部へ集中いたしました。これにより、今後、新たにご提出いただく財形預金関連書類を含め、財産形成非課税貯蓄申告書類はすべて本部集中する取扱いとなり、今後同様の事案は発生しません。

当行は、大量のお客様情報を紛失した事態を重く受け止めており、全従業員に対し情報管理に関する厳格な取扱いを徹底し、今後同様の事態が発生することないように再発防止に努めてまいります。

以 上